

審 査 基 準

令和7年6月10日作成

条 例 ・ 規 則 名 : 山口県情報公開条例
根 拠 条 項 : 第11条第1項
処 分 の 概 要 : 開示請求に対する措置
原権者 (委託先) : 山口県公安委員会及び山口県警察本部長
条例・規則の定め : <ul style="list-style-type: none">山口県情報公開条例第3条 (適用除外)山口県情報公開条例第7条 (公文書の開示義務)山口県情報公開条例第8条 (部分開示)山口県情報公開条例第11条 (開示請求に対する措置)山口県情報公開条例第10条 (公文書の存否に関する情報)
審 査 基 準 : 別紙のとおり
標 準 処 理 期 間 : 開示請求に対する決定については、請求内容から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先 : 警務部警察県民課又は対象となる公文書を保有する警察署の警務課
問 い 合 わ せ 先 : 警務部警察県民課情報公開係
備 考 :

審 査 基 準

第1 趣旨

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。

本審査基準は、こうした観点から、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）に基づき山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び山口県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が行う公文書の開示・不開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示し、もって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・不開示の判断に当たっては、知事が定める「山口県情報公開条例の解釈及び運用」によるほか、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第2 基本事項

1 開示・不開示の基本的考え方

条例は、県民の知る権利を尊重し、県政の透明性の向上及び公正な運営を図り、もって県民の県政への参加を一層促進することを目的とするものであることから、公文書の原則開示を基本理念としている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示をすることの利益と開示をしないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、開示をしないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

したがって、請求があった情報が条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当するかどうかを判断する場合には、主観的、恣意的、あるいは従来慣行だけを基準に判断するようなことがあってはならず、条例の趣旨、目的を踏まえ、客観的かつ合理的に判断しなければならない。

なお、条例第7条の規定の適用により不開示とされる情報であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示ができることとされている（条例第9条）。

2 不開示情報の取扱い

条例は、第7条で、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない

場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（第8条）の問題である。

3 不開示情報の類型

条例第7条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。

また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報の開示をする場合は、条例第7条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

4 条例第7条各号の「公にすること」

条例第7条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。条例では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示をするということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、同条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者に開示をすることによって生じるおそれだけでなく、「公にすることにより」生じるおそれがあるか否かを判断することとしている。

5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第3 不開示情報

1 条例第7条第1号（個人に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつ

て、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」イという。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【条例の解釈】

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（本号本文）

ア 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の思想、信条、心身の状況、病歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。これは、生前に本号により不開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当でないためである。

なお、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、本条第3号（法人等情報）の規定により判断する。

イ 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、条例第8条第2項の部分開示に関する規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は本号の個人に関する情報に含まれないものとみなして、条例第8条第1項部分開示の規定を適用することに留意する。

ウ 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

エ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報をいい、本号の規定が適用される。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等の一般人が通常入手し得る情報が含まれ、例えば登記等によって公示された情報、官報や公報に掲載された情報、住宅地図記載情報、図書館等で入手できる情報、新聞掲載情報、開示請求に係る公文書の情報中の開示部分等があげられる。

また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

オ 個人識別性の判断に際しては、厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

例えば、ある集団のなかの一人が解雇されたという情報の場合、当該集団の構

成員の数が多き場合には、他の情報と照合することによって当該個人が識別される可能性は一般的に低いが、構成員がごく少数の場合には、他の情報との照合によって当該個人が識別される可能性が高くなる。また、構成員がごく少数の場合には、たとえ個人が識別されなくても、集団の不名誉が直ちに構成員の不名誉に結びつく傾向がある。また、ある集団の構成員が必ずしも少数ではない場合であっても、情報の性質、内容によっては、当該集団に属する構成員全員が不利益を受ける可能性があり得る。

個人識別性の判断に際しては、このような事情も考慮に入れて解釈する必要がある。

カ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、次のような情報が考えられる。

- (ア) 個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報（匿名の作文や反省文、カルテ等）
- (イ) 特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報
- (2) 本号ただし書イ～ハ（不開示情報の例外として開示する情報）

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号イ）

- (ア) 「法令等の規定」とは、法律、政令、府省令その他の命令及び条例の規定であって、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。
- (イ) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。
- (ウ) 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報について、時の経過により、開示決定等の時点では「公にされ」に当たらない。

い場合があることに留意する。

(エ) 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例として公にされるものも含まれる。

(オ) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」としては、具体的には次のようなものをいう。

a 実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

b 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

c 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ロ）

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

ウ 公務員等に関する情報（本号ハ）

(ア) 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等の公務員等以外の個人に関する情報でもある場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分是不開示

とする。

- (イ) 「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。

また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

- (ウ) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

ただし、本号ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

- (エ) 実施機関は、その所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、条例第7条第3号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとする。

このため、実施機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本号イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の公報等への掲載その他実施機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にすることを前提として（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

(3) 本人からの開示

本条例は、開示請求者のいかなることを問わず、開示・不開示の判断を行うものであるもので、個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、本号イ、ロ若しくはハ又は条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定に該当しない限り、不開示となるものであり、本人が自己の情報を開示請求しようとする場合には、個人情報保護

制度による個人情報開示請求の利用を勧めるものとする。

なお、これらのことは、当該本人に対する情報の提供を禁止したものではない。

【運用の基準・具体例】

被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、開示決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合（本号ロ）を除き、氏名等を部分的に不開示とし、個人が特定できない形で開示をする。

被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。この場合については、県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報の開示をする。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

- (2) 被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として不開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合については、県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示をする。

ア 警察において県民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ 被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

- (3) 上記(1)及び(2)のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

2 条例第7条第2号（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）に基づき不開示とする情報の基準

- | |
|---|
| <p>(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</p> |
|---|

【条例の解釈】

- (1) 「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報保護法第60条第3項に規定する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの。ただし、行政文書等に記録されているものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- (2) 「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等及び個人識別符号（特定の個人を識別できる文字・番号・記号などの符号で、法令で定められたもの。）をいう。
- (3) 行政機関等匿名加工情報及び削除情報は、その利用及び提供等に関することが個人情報保護法第109条に規定されていること、さらに削除情報については、行政機関等匿名加工情報と組み合わせることで、その個人識別性が復元されてしまうおそれがあることから、この条例に基づく開示請求では提供できないため不開示としているものである。

3 条例第7条第3号（法人等情報）に基づき不開示とする情報の基準

- | |
|---|
| <p>(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> |
|---|

【条例の解釈】

- 1 法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（本号本文）
 - (1) 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団（自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等の法人

格を有しないが規約等を有し、代表者の定めのある団体)等も含まれる。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報の開示・不開示は、本条第6号(事務又は事業に関する情報)等の規定に基づき判断する。

(2) 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、本条第1号(個人に関する情報)の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。

(3) 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など、事業活動に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。

なお、事業を営む個人であっても、当該事業とは直接関わりのない個人情報(例えば、事業を営む個人の家族構成・経歴、事業と区別される個人の財産・所得等)については、本条第1号(個人に関する情報)で判断するものである。

2 本号イ及びロ

(1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(本号イ)

ア 「権利、競争上の地位その他正当な利益」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれ、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 生産技術上又は販売営業上の情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるおそれがあると認められるもの

(イ) 経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの

(ウ) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉又は社会的評価、活動の自由、信用等が損なわれるおそれがあると認められるもの

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該

法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、また、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

なお、その判断が困難なものについては、第15条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。

ウ 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。

(ア) 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

(イ) 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの

(ウ) 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

(エ) 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの

(2) 任意提供情報（本号ロ）

ア 法人等又は事業を営む個人から公にしないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

なお、実施機関の情報収集能力の保護に係る情報の開示・不開示は、本条第6号（事務又は事業等に関する情報）等の規定によって判断する。

イ 「実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」には、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。

ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

ウ 「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「公にしないと条件」とは、情報の提供を受けた実施機関が第三者に対して

当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見方を意味し、当該法人等において公にしていることだけでは足りない。

キ 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮するものとし、したがって条件を付した法人等が解散して存在しない等の場合は、事後の事情の変化を考慮して開示する余地が生じる。

なお、公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合は該当しない。

(3) 本号ただし書（不開示情報の例外として開示する情報）

法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は本号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

【運用の基準・具体例】

(1) 営業活動を行っている法人等については、業者名、代表者名、所在地名、電話番号等は開示をする。

また、当該営業活動を行っている法人等の取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、当該法人等がこれらの情報を内部限りにおいて管理して開示をすべき相手方を限定する利益を有する情報として管理していると認められない限り、開示をする。

(2) 入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号に該当し不開示となる。

また、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、本号に該当し不開示となる。

4 条例第7条第4号（犯罪捜査等情報）に基づき不開示とする情報の基準

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう、不開示とする犯罪捜査等情報の要件を定めたものである。

【条例の解釈】

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- (2) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。
「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。
- (3) 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。
- (4) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第1編第2章に規定されている刑又は処分をいい、死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- (5) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定さ

れ、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれ、該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。

- (6) 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報は本号の対象ではなく、本条第6号(事務又は事業に関する情報)の規定により開示・不開示を判断する。
- (7) 本号にいう「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」がある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、開示することにより支障を及ぼすおそれについて「実施機関が認めることにつき相当の理由」がある場合には、不開示となるものである。

なお、このような実施機関の第一次的な判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

【運用の基準・具体例】

- (1) 公安委員会又は警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。
 - ア 現に捜査(暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。)中の事件に関する情報で、公にすることにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で公にすることにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
 - ウ 公にすることにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそ

れがある情報

エ 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

オ 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難にするおそれがあるもの

カ 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、公にすることにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

キ 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、公にすることにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

ク 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、公にすることにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

(2) 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

(3) 警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを公にすることにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し不開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、不開示とする。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等県警察、警察庁及び他の都道府県警察において広報された情報は、開示をする。

5 条例第7条第5号（審議・検討等に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることに

より、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【条例の解釈】

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいう。
- (2) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- (3) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

例えば、打合せ記録、会議録等に記録された情報（開催日時・場所、議題、出席者名、発言者名、発言内容等）が含まれ、また、行政機関内部における審議、検討等に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報（説明資料、会議資料等）や、審議等の前提として行われた調査研究において作成し、又は取得した情報（調査報告書等）のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。

- (4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」には、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合が含まれる（この場合には、本条第4号等の不開示情報に該当する可能性もある。）。

また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、行政内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。

- (5) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うこと

そのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、取引の規制が検討されている段階において、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などがこれに該当する。

- (6) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されることにより、土地の買占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合や、違法行為の有無に関する事実関係の調査中の情報が開示されることにより、違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場合が含まれる。

- (7) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

- (8) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、審議、検討等に関する情報を公にしても、一般的には、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる可能性が少なくなるものと考えられることに留意する。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか判断する必要があることに留意する。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについて

ては、一般的には、本号に該当する可能性が低いものと考えられることに留意する。

6 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に基づき不開示とする情報の基準

- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【条例の解釈】

- 1 公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（本号本文）
 - (1) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。

なお、本号イからホまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が例示的に挙げられているものであり、本号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。
 - (2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。
 - (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、各機関に広範な裁量権限が与えるも

のではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

- (4) 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

2 本号イ～ホ

- (1) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ(本号イ)

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ることをいう。

カ 上記の監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とするものである。

また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本号イに該当する。

- (2) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ(本号ロ)

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることを

いう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求その他の法令に基づく審査請求がある。

エ 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とするものである。

(3) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（本号ハ）

ア 「調査研究」とは、ある事柄を調べ、真理を探究することをいう。

イ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示とするものである。

(4) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（本号ニ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中

には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とするものである。

- (4) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(本号ホ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。）又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、本条第3号（法人等情報）と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

【運用の基準・具体例】

- (1) 検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、公にすることにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し不開示となる。

- (2) 試験問題

公安委員会又は県警察が行う試験問題については、実施前には不開示とする。実施後も、短答択一式問題については、公開すると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成事務に支障が生じることから、不開示とする（なお、試験問題の内容によっては、犯罪捜査等情報（第4号）に該当する場合もある。）。

第4 部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る公文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【条例の解釈】

- 1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

(1) 「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第7条では公文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本条により、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2) 「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該公文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示をすべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 本項は、義務的に開示をすべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部

分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報の開示をした結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示をされることになるとしても、実質的に不開示情報が開示をされたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」

ア 有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断されるべきである。

イ また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、条例第8条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

(1) 「開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害され

るおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限りに、部分開示の規定を適用することとしている。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第7条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、条例第7条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第5 公文書の存否に関する情報についての基準

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
--

【条例の解釈】

- 1 「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る公文書が具体的に存在するかどうかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。

例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指した探索的請求は、条例第7条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の前科、前歴に関する情報（第1号）
- ② 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ③ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ④ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他機関等との間で交換された情報（第3号）
- ⑤ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ⑥ 公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第4号）
- ⑦ 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ⑧ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」
 公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、山口県行政手続条例第7条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報の開示をすることになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

第6 代表的な文書類型ごとの基準

1 公安委員会会議録

公安委員会会議録は、原則として開示をするが、記載内容中に条例第7条各号に掲げる不開示情報がある場合は、当該情報は不開示となる。

不開示となる情報として、次のような例が考えられる。

- (1) 捜査中の事件に関する情報等公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（第4号）
- (2) 特定の犯罪組織に対する取締りの方針等公開することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（第4号）
- (3) 委員長又は委員の発言内容や氏名を公開することにより、公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（第5号）

2 会計支出文書

- (1) 共通事項

ア 警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準第3の2（個人情報）によるほか、次による。

- (ア) 慣行として公にされる警察職員以外の職員の氏名を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報はすべての職員について不開示とする。
- (イ) 債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付されるADAMS（官庁会計事務データ通信システム）上の番号）は、当該職員に付された固有の番号であり、個人を識別させ得る情報であることから、不開示とする。

イ 警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第3の3（法人等情報）によるほか、取引業者を特定する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第7条第4号（犯罪捜査等情報）に該当し、不開示とする。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

- (ア) 警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を公開することができないと認められるもの（施設の維持管理等の委託業者等）
- (イ) 捜査支援システムの開発・器材を発注している業者
- (ウ) 特殊な装備の納入業者

(2) 旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第7条第4号）がないと認められるものは、開示をする。ただし、条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・不開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（活動旅費、職員旅費等）の別に応じて一律に決めるのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、公開することにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

(3) 捜査費

ア 個別の執行に係るもの

県警察における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定されて危害が加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則としてすべて不開示（警察職員の氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）とする。

イ 捜査費支出額に係るもの

- (ア) 県警察における捜査費支出額の総額（月別・年別）については、開示をする。
- (イ) 県警察における所属別捜査費支出額（年別）については、開示をする。

(4) 食糧費

ア 会議開催に伴う食糧費の支出に関する文書については、個人に関する情報（警

察職員氏名、懇談会の相手方等)を除いて、原則として開示する。

定期的な会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書については、原則として開示をする。

イ アの例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書であって、公にすることにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分と不開示とする。

不開示とする部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とする場合がある。

3 入札関係文書の予定価格に関する情報

各種入札に係る予定価格で、公表することによって他の契約の予定価格を類推させ、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがある場合には、条例7条第6号(事務又は事業に関する情報)に該当し、不開示とする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)」により公表するものについては、開示する。

4 職員宿舎の所在地に関する情報

職員宿舎の所在地に関する情報については、公にすることにより、当該宿舎に対する不法行為がなされ、又は、当該宿舎に居住する職員等に危害が加えられるおそれがあることから、条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)に該当し、不開示とする。ただし、市町名までは開示をする。

5 警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

県警察の職員数に関する情報は、原則として開示をする。

ただし、公開することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、不開示となる。

6 犯罪等の事件に関する報告書(いわゆる事件申報)

(1) 内偵捜査(秘密裡に実施している捜査をいう。)中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が公にされると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め、原則として非開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる(本審査基

準第5参照)。

(2) 内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

ア 個人情報について

この審査基準第2、1(条例第7条第1号(個人に関する情報)関係)2、4-3、ウ(条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)関係)等に従って対応する。

イ 個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第7条各号の不開示情報に該当するか否かを個別に判断する。

不開示情報のうち、条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)に該当する例として考えられるものに次のものがある。

(ア) 犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、公開することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

(イ) 公開することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

(ウ) 捜査手法に関する情報であって、公開すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

(エ) 具体的な事件(現に捜査を継続している事件に限る。)の捜査の方針、体制(具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。)に係る情報であって、公にすると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの不開示情報に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・不開示の判断に影響を与える要素の一つである。

7 情報セキュリティに関する情報を記載した文書

情報通信システムのウィルス対策装置、暗号化装置、侵入検知装置等、情報セキュリティ対策の内容が特定できる情報については、公にすることにより、当該システムの防御能力等が判明し、犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあることから、条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)に該当し、不開示とする(なお、重疊的に条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)にも該当する場合があります。)

8 「訴訟に関する書類」について

(1) 基本的考え方

条例第3条第1号により、「刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2第1項の訴訟に関する書類及び押収物である公文書」については、条例の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟

法の制度に委ねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる（立花書房「注釈刑事訴訟法〔新版〕第一巻」、青林書院「大コンメンタール刑事訴訟法第一巻」）。

(2) 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外となる。

(3) 訴訟に関する書類の写し

訴訟に関する書類の写しについては、実質的に原本と同様のものであり、刑事訴訟法等の制度内における開示・不開示の判断、開示手続等に服させることが妥当であることから、条例の適用除外となる。

(4) 公文書に添付された訴訟に関する書類

訴訟に関する書類の写しが、公文書に添付されている場合であっても、実質的に、当該訴訟に関する書類の写しは、その原本と何ら変わらぬ形式、体裁を保っていることから、当該公文書と一体のものとはみなされず、条例の適用除外となる。ただし、訴訟に関する書類の写しが加工されるなどした結果、原本の形式、体裁を失った状態で添付されている場合には、当該公文書と一体のものとみなされることから、条例の適用対象となる。